

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	地域福祉課	整理番号	17
許認可等の種類	保護施設の休止又は廃止の時期の許可			
根拠法令条例等・条項	生活保護法第42条			
許認可等の概要	保護施設を休止又は廃止する場合の時期の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽されているため)</p> <p>[参考]生活保護法第42条 社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護施設を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由、現に入所中の被保護者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、かつ、第70条、第72条又は第74条の規定により交付を受けた交付金又は補助金に残余额があるときは、これを返還して、休止又は廃止の時期について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	社会福祉法人の認可に準じる			